

令和8年（フ）第400号

千葉県我孫子市中峠1429番地の2
破産者 株式会社ザイオン
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第426号

千葉県野田市山崎2218番地 レオパレスポトリバH104号
破産者 小林 健彦
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第432号

千葉県松戸市新松戸4丁目59番地新松戸郵便局ビル3階
破産者 株式会社インフィニティ
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第434号

千葉県松戸市小金清志町2丁目20番地 リヴェール松戸103号
破産者 刃木 拓
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第461号

千葉県柏市藤ヶ谷1890番地6
破産者 山本 知史
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第525号

北九州市小倉南区下吉田二丁目2580番地3
破産者 一般社団法人スマイルリング

1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第29号

さいたま市桜区栄和四丁目23番17号
破産者 株式会社イノベーター
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第415号

千葉県松戸市上矢切1115番地の6、前住所千葉県松戸市栄町西3丁目1058番地の6
破産者 齋藤 大樹
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第855号

千葉県松戸市六高台4丁目92番地 近鉄ハイッ六実513号
破産者 船越 貴光
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第425号

千葉県流山市南流山8丁目7番地の4 第3千代田マンション608
破産者 高橋 遼司
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第468号

千葉県流山市南流山2丁目2番地の4 アイビスガーデンコート401
破産者 岩水 梨枝

1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第11号

長野県飯田市川路4825番地
破産者 市瀬整形外科こと 亡市瀬武彦相続財産
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所飯田支部

令和7年（フ）第369号

岐阜県関市倉知3076番地1
破産者 引田建工株式会社
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第445号

岐阜県瑞穂市十九条494番地1
破産者 SUN TECH株式会社
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所

令和8年（フ）第109号

静岡県富士市森島286番地の5
破産者 株式会社OKITHMA TRADING
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年（フ）第18号

京都府与謝郡与謝町字岩滝2307番地の5
破産者 白数織物有限会社
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所宮津支部

令和7年（フ）第506号

鹿児島市吉野町3290番地1 グリーンコート吉元式番館302号
破産者 上原 雄大
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第159号

北海道旭川市豊岡一条一丁目5番12号
破産者 有限会社東栄住宅
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

旭川地方裁判所民事部

令和6年（フ）第83号

山形市南館2丁目5番2号
破産者 株式会社鎌田工務店
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

山形地方裁判所民事部

令和8年（フ）第10号

横浜市中区尾上町5丁目71番地シティタワー馬車道1F・YEBISU・DINING
破産者 株式会社えびす屋ダイニング
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第95号

静岡県三島市谷田376番地の6
破産者 株式会社Arc・pro
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係